従五位に叙する
小川　眞澄
藤井橘太郎
山口　晶強

正六位に叙する（各通）
畠山　十郎

正七位に叙する（以上十月十二日）
小田部　康

従四位に叙する（十月十五日）
○叙勲

旭日双光章を授ける
松本甲子郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月六日）
谷口　賢一

旭日単光章を授ける（十月七日）
（長門市長）
南野　京右

旭日小綬章を授ける
浦野　泰行

旭日双光章を授ける
高橋啓己一

旭日単光章を授ける（以上十月八日）
（香川県宇多津町議会議員）
香川　虎生

旭日単光章を授ける（各通）（十月九日）
神沢　幸男　島村　善幸

瑞宝双光章を授ける（各通）
堀部　豊繁　山下東洋雄
岩木　英雄　津田耕三
平田　恒夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）
木本　孝良　戸高　功
野口　幹男

瑞宝小綬章を授ける
高橋　純

瑞宝双光章を授ける（各通）
笠野　正雄　梶原
村　彌作　戸田武三郎　宿
森　覺　吉田　恒夫
堀口　丈夫
菊地　光三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月七日）
高橋　幸彦　高見　貞男　赤川　稔　堤　郡司
竹内　荘浩　武光　武彦　中　彌
山　好一　勇

瑞宝双光章を授ける（各通）
朝倉　實　天野　照生

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月八日）
石井　義利　加藤　利治　白尾　昇三
高橋　亮　田原　満　玉田　慧
藤本恭三　森田　満

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月九日）
臼井　國夫　大畑　光昭
田中　三嗣　沼野　憲夫
西田　時治　松波　照夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）
菅井新一　照子　飯嶋　孝惟　祝　二
林田　益雄　松村菊地　登

瑞宝双光章を授ける（各通）
及川　武　巌崎　三雄
小川　眞澄　白川　誠
高山　強　山口　晶

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十一日）
岩渕　三邦　鈴木　設　畠山　十郎
秋山　四郎

瑞宝双光章を授ける（十月十五日）
壹岐　春記

木杯一組合付を授ける（十月八日）

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本空輸乗員組合から、満60歳以上の雇用制度等の要求に関して、平成23年11月12日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、年末一時金等の要求に関して、平成23年11月13日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成23年11月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	川崎社会保険病院、川崎社会保険介護老人保健施設、社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	健康保険鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険八代総合病院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者佐久間敏昭の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働大臣　小宮山洋子